びん 第1木曜日

●びん（無色・茶色）（飲料・食用のもの）



ビールびん・一升びん
ドリンクびん
コーヒーのびんなど割れていても出せます。

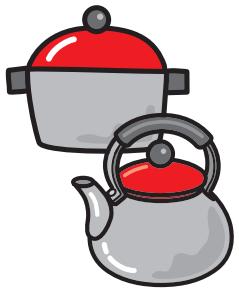
※くもり・色付き・印刷付きのびんはガラス類を収集する日に出して下さい。

金属類 第3木曜日

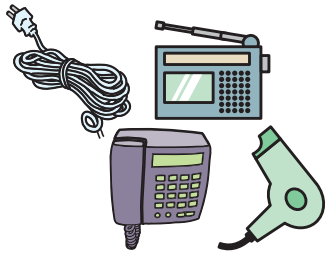
●スチール缶・



●やかん・鍋・バケツ

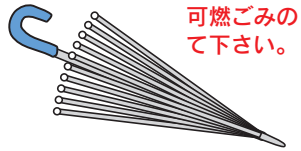


●電気コード（電線）
●小型家電



※コードは切って下さい。

●傘のほね



※ビニールは廃プラスチックの日に、布は可燃ごみの日に出して下さい。

※包丁・カッターなど収集する時に危険と思われるものは新聞紙などに包むか、内容を記すなどして出して下さい。

ガラス類 第2木曜日

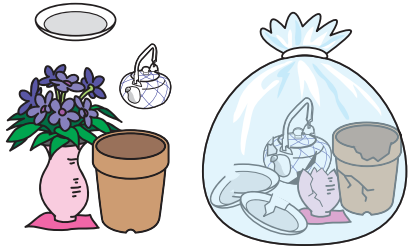
●茶碗・コップ



●びん（無色びん・茶びん以外のびん）
化粧品のびん



●皿・植木鉢・花瓶・急須（陶器）

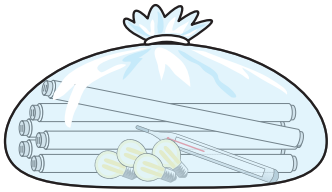


●耐熱ガラス（灰皿・哺乳瓶・ワンカップなど）・鏡・窓ガラス・白熱電球



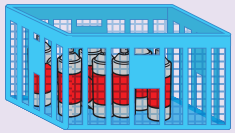
有害ごみ 第4木曜日

●蛍光灯・電球型蛍光灯・水銀体温計



※割らないように出して下さい。
ガムテープを巻かないで下さい。

●スプレー缶（コンテナかごへ）



※スプレー缶は必ず使い切ってコンテナかごへ直接出して下さい。

●電池（乾電池・蓄電池）



※可燃ごみに混ぜて出さないで下さい。

●ライター

必ず使いきってガスの無い状態で出して下さい。



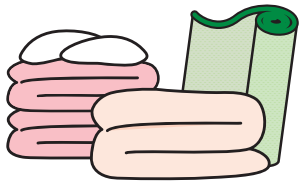
※スプレー缶以外は中身が見えるビニール袋に入れて出して下さい。

※スプレー缶は有害ごみですが、直接コンテナかごに出して下さい。
※割れたガラス、びんなどの危険なものや有害ごみ以外は、ビニール袋へ入れず直接コンテナかごへ出して下さい。

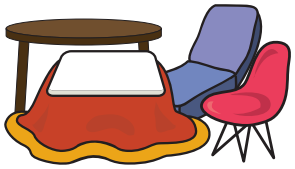
粗大ごみ（一辺が３０ｃｍを超えるもの）

※ステーションには出せません　◎出し方は次ページ参照

●布団･毛布･ござ

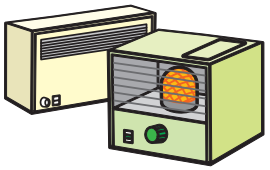


●机･こたつ･椅子･座椅子



※材質ごとの分解が必要です

●石油ストーブ･ヒーター



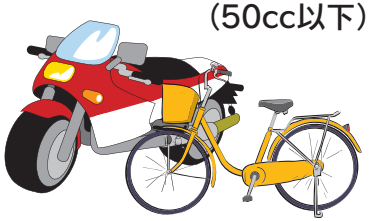
※灯油は必ず抜いて空にして下さい

●ベッド･マットレス･ソファー

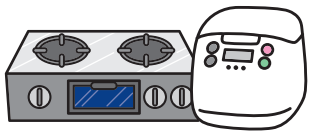


※スプリング等分解が必要です

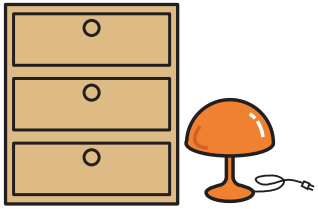
●自転車･一輪車･三輪車･バイク（50cc以下）



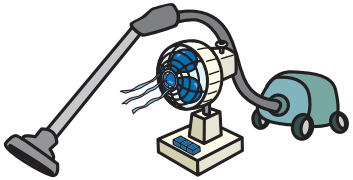
●ガスレンジ･炊飯器



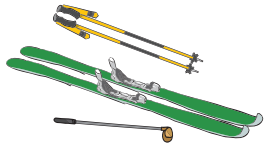
●タンス･照明器具等（家具類）



●掃除機･扇風機



●ゴルフクラブ･スキー板･ストック

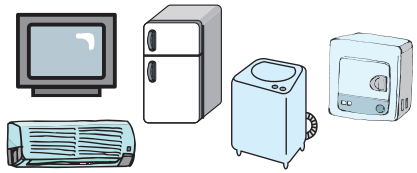


●木の枝（※30㎝超･長さ2m以下､直径5cm程度のものまで）



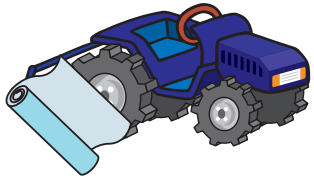
小川地区衛生組合に搬入できないもの（各種販売店･施工業者･廃棄物専門業者にご相談下さい）

●家電4品目（テレビ､エアコン､冷蔵（凍）庫､洗濯機･衣類乾燥機）



（21ページ参照）

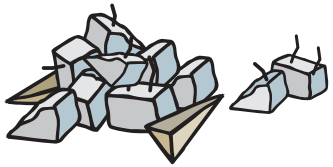
●農機具･農業用ビニール



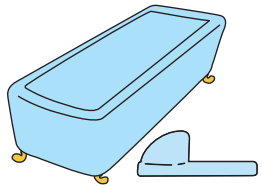
●タイヤ･バッテリー･消火器



●石･がれき･コンクリート



●ポリ浴槽･便器



●パソコン



（21ページ参照）

●ガスボンベ･廃油



●自動車用部品･オートバイ



●ピアノ



●農薬･毒物･劇薬



粗大ごみの対処方法

●出し方について

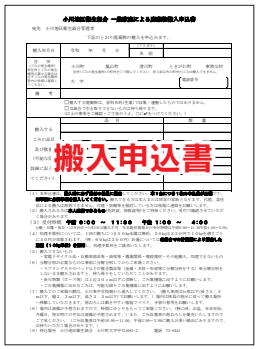
①自己搬入（小川地区衛生組合へ直接搬入）

令和3年4月1日（木）から、「搬入申込書」を事前に準備すると、家庭系ごみが小川地区衛生組合に役場を経由せずに直接持込むことができます。

分別や分解がされていないものはお持ち帰りになります。必ず事前に行なって搬入してください。

【衛生組合受付時間】

・午前の部　9時～ 11時30分まで
・午後の部　1時～ 4時まで
※役場の受付時間ではありません。ご注意ください。



※役場や小川地区衛生組合のホームページからダウンロードできます。

【搬入方法】

・搬入申込書に必要事項を記入の上、衛生組合受付に直接提出し、ごみを持込みます。

【搬入申込書配布場所】

・建設環境課（第二庁舎）、町民課（本庁舎）に搬入申込書は置いてあります。
・町ホームページ、小川地区衛生組合ホームページからもダウンロードできます。

【注意事項】

・持込み時には「搬入申込書」と「写真付きの本人確認できるもの」（運転免許証等）が必要です。
・搬入申込書は、車1台につき1枚必要です。
・搬入申込書はコピーして使用できます。
・受付時間内に荷下ろしが完了するようにしてください。
・ごみの発生場所と搬入者の住所が異なる場合は、事前に建設環境課にご相談ください。

②有料戸別収集（毎月1回実施）

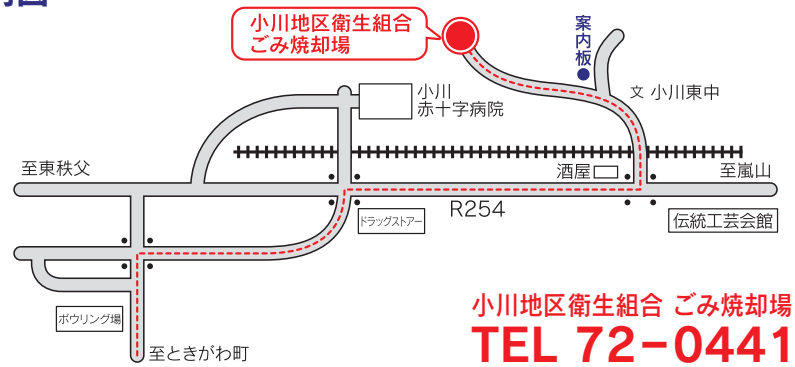
事前に本庁舎（町民課）・第二庁舎（建設環境課）で申請し、委託業者がご家庭まで収集に伺います。

■手続き
本庁舎（町民課）・第二庁舎（建設環境課）にて申請して下さい。
（電話での受付はできません）
・1回の申し込みにつき、5品目まで受け付けます。
・申し込みは毎月第3水曜日までの受付とし、収集は第4水曜日に行います。
※該当日が祝日等の場合は変更になることがあります。
・有料となりますので、申請時に手数料をお持ち下さい。

	品　目	単価（円）	備　考	
主なもの	布団	200	1回の申請に10枚まで	
	ソファー	500	1人掛け	要分解
		1000	2人掛け以上	
	タンス	700	高さ90㎝未満	1回の申請に3棹まで
		1000	高さ90㎝以上	
	ベッドマット	700	シングル	要分解
		1000	セミダブル･ダブル	
	ベッド	1000	シングル	要分解
		1500	セミダブル･ダブル	

※ソファーやベッドマットの中にスプリング等が入っているものがあります。そのものについても分解が必要となりますのでご注意下さい。

●案内図



自己搬入・戸別収集のいずれの処分方法の際にも、分別・分解が必要です。
受付できないものもありますので「ごみ・資源分別マニュアル」で確認して下さい。

小川地区衛生組合 ごみ焼却場
TEL 72−0441

木の枝・葉・刈草などの受入れについて（自己搬入）

●出し方について

本庁舎（町民課）・第二庁舎（建設環境課）にて証明書の交付を受けてから搬入して下さい。

・受付対象　家庭の庭や、道路清掃など地域の公共の清掃活動で出た木の枝・葉・刈草など
・受　　付　毎月第２・第４火曜日 ※祝日を除く
・受付時間　午前９時～11時まで（11時半までに搬入終了）
　　午後１時～３時まで（３時半までに搬入終了）
・受付基準　せん定枝は直径５㎝、長さ２ｍ程度まで。
　　基準に合わないものについては処理ができないため持ち帰りとなります。
・料　　金　無　料
・手　　順　①役場（町民課・建設環境課）で証明書の交付を受けてから搬入して下さい。
　　②搬入場所（案内図参照）で作業員が証明書と搬入物を受け取ります。
・受付不可　ゆずやバラ、ピラカンサスなどのような**とげのあるものやシュロは搬入できません。**

案内図



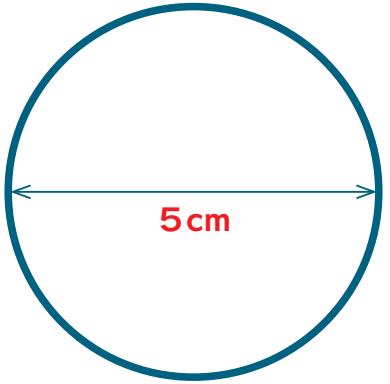
令和３年度受入れ日程表

月	受入れ日
４月	13日・27日
５月	11日・25日
６月	8日・22日
７月	13日・27日
８月	10日・24日
９月	14日・28日
１０月	12日・26日
１１月	9日
１２月	14日
１月	11日・25日
２月	8日・22日
３月	8日・22日

※事業で発生したものは対象外です。



せん定枝の直径５cm目安

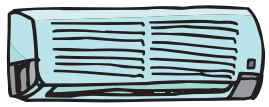
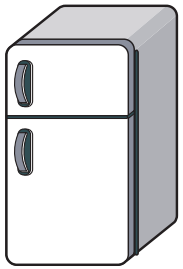
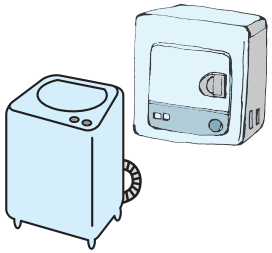


≪　搬入の際は次の点に注意して下さい　≫

・木の枝と刈草は一緒に処理できません。必ず分別して搬入して下さい。
・木の枝・葉・刈草以外のものが混ざっている場合は持ち帰りになります。
・草についた土などをよく落としてから搬入して下さい。

※この処理施設は今までごみステーションに可燃ごみとして出されていた刈草や枝などの減量を目的としています。山林や農地に生えた枝葉の持ち込みはできません。

家電4品目の処理について(テレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機)

テレビ	エアコン	冷蔵庫・冷凍庫 (ワインセラー含む)	衣類乾燥機・洗濯機
2,916円～ 15V型以下1,836円～ 16V型以上2,916円～  液晶式、プラズマ式も含む	3,240円～ 	4,968円～ 	2,592円～ 

※家電4品目は、部品、分解したものも含め小川地区衛生組合に搬入できません。
※表中の金額は**リサイクル料金**であり、参考金額として下さい。
詳しくは、家電リサイクル券センターで**リサイクル料金**の確認を行って下さい。

●家電リサイクル法の対象品目に該当しますので下記のいずれかの方法で処分して下さい。●

【処分方法】

①購入した店に引き取りを依頼し、処分をしてもらう。

②郵便局でリサイクル料金を振り込み、家電製品をリサイクル券とともに、指定業者に搬入します。連絡先は以下の通り。

リサイクル料金確認先

家電リサイクル券センター
☎ 0120-319640
URL：http://www.rkc.aeha.or.jp/index.html

③郵便局でリサイクル料金を振り込み、町が許可している収集運搬業者に依頼します。（依頼の際は運搬料金が別にかかります）※収集運搬業者22ページ参照

④町が許可している収集運搬業者に依頼し、回収してもらいます。
（依頼の際はリサイクル料金と運搬料金が別にかかります）

医療性廃棄物について

●注射器・注射針・点滴パック等
医療性廃棄物をごみステーションに出すことは、非常に危険です。絶対に出さないで下さい。
※医療性廃棄物の排出については建設環境課にご相談下さい。



家庭用パソコンの処分について

●家庭用の使用済パソコンは分解したものも含め、小川地区衛生組合には搬入できません。各メーカーに問い合わせるか、メーカーのわからないパソコンは「パソコン３Ｒ推進協会」にお問い合わせ下さい。
※パソコン3R推進協会：☎03-5282-7685

●「リネットジャパンリサイクル株式会社」に申し込みをすると、希望した日時に宅配業者が自宅に伺い、パソコンや携帯電話等の小型家電の回収を行います。

【申込み方法】

1．インターネットによる申し込み
申し込み先はリネットジャパンリサイクル株式会社になります。申し込みフォームからお申し込みください。

2．専用窓口による申し込み
問い合わせ専用窓口へお問い合わせください。
☎：0570-085-800

事業系ごみの扱い

工場や商店、飲食店等の事業活動に伴って排出するごみ（事業系ごみ）は、事業者の責任において処理することになっています。ごみステーションには出せませんのでご注意下さい。

事業系ごみは、町の許可業者に依頼するか、小川地区衛生組合に登録して、事前予約を行い、自己搬入する方法があります。自己搬入の場合10kg当り200円で有料となります。

なお、産業廃棄物は搬入できません。

詳しくは、
小川地区衛生組合（TEL：72-0441）
へご相談下さい。



各種補助金について

ときがわ町ではごみの減量化を推進しています。ごみの減量化に取り組んでいただく方や団体に対し、次のような助成を行っています。その他、各補助金制度があります。補助を受ける際には、申請が必要となります。詳しくは建設環境課へお問い合わせ下さい。

●資源回収実施団体奨励金

日常生活から排出される廃棄物の中で、再利用再資源化できるものを回収する団体に補助金を交付します。

・奨励金の限度額は１回の回収につき15万円、年間30万円となっています。
・奨励金の対象となる資源物及び単価は次の表に定めるとおりです。

品目		単位	単価
紙類	新聞紙	1kg	５円
	雑誌		５円
	ダンボール		５円
布類		1kg	５円
生ビン		1本	５円
アルミ缶		1kg	５円

●カラスネットの地区貸与

ごみステーションの設置ができない場所や、生ごみなどのごみをカラスの害から防止したいなどの申し出をいただいた場合、カラスネットの貸し出しをしております。希望される地区は環境推進委員を通じて建設環境課へ申し込み下さい。

●生ごみ処理器設置費補助金



・密閉式生ごみ処理容器……容積が10ℓ以上の大きさ
・コンポスト容器……容積が100ℓ以上の大きさ
・電気式生ごみ処理機……処理能力が１日１kg以上

補助額は処理器１基につき購入価格の２分の１以内で、限度額はコンポスト容器が5,000円、電気式生ごみ処理機が20,000円となります。

※申請の際は①印鑑②振込口座のわかるもの③領収書④仕様のわかるものをご持参ください。補助対象は新品購入されたものです。
同一年度内に申請できるのは１基のみとなります。また密閉式生ごみ処理容器とコンポスト容器は併せて申請できますが、電気式生ごみ処理機は他と併せての申請はできません。ご注意ください。

●自家用飲料水水質検査補助金

住民が自家用飲料に供する公営水道以外の飲料水について水質検査を行った場合に補助金を交付します。

対象者…ときがわ町住民
補助金…１検査当り2,000円を限度とし、１世帯につき年２回以内とします。
※希望をされる方は、事前に建設環境課へお問い合わせください。

廃棄物・浄化槽許可業者等

●ときがわ町一般廃棄物収集運搬・浄化槽清掃許可業者

種　類	事　業　所　名	所在地	電　話
一般廃棄物	嵐山運輸㈱	嵐山町	0120-622-295
	㈱環境サービス	小川町	74-0231
	㈱埼玉環境ソリューション	ときがわ町	65-5035
	㈱滑川環境保全	滑川町	56-4562
	新埼玉環境センター㈱	嵐山町	62-8121
三層枡清掃	笹沼商事㈱	坂戸市	049-281-4420
浄化槽清掃	小川清掃㈱	小川町	72-2119
	㈲クリナス	小川町	73-1477
	㈲ウェイスト	嵐山町	62-2205
	㈱滑川環境保全	滑川町	56-4562
し尿汲取り	小川清掃㈱	小川町	72-2119

◎汲取りは、定期的に巡回する計画収集を行っておりますので、依頼をする際は早めにするようご協力下さい。
◎事前に、汲み取り券を販売所で購入しておいて下さい。

●ときがわ町内汲取り券販売所

取　扱　店	所在地	電　話
役場本庁舎会計室	玉川	65-1521
角丸石油	玉川	65-0108
芦沢商店	玉川	65-1865
野原営業所	五明	65-0315
鹿山油店	番匠	65-0058
役場第二庁舎行政サービスコーナー	桃木	65-1521
建具会館	西平	67-0049

※１タル（36リットル）380円

野外でごみを燃やすことは、禁止されています。

適正な焼却炉を使わない焼却は法律で禁止されています。



一般家庭にある簡易な（ブロックやレンガ製など）焼却炉やドラム缶などは、ダイオキシン類などを発生させない構造基準でないため、適正な焼却炉ではありません。

こうした不適正な焼却炉を含めた野外でごみの焼却を行うことは、禁止されています。

ごみは燃やさないで、ごみステーションに出してください。特にプラスチック系の材質のごみを燃やした場合、臭いや煙が発生し、苦情の原因にもなります。

また、事業所で設置している適正な焼却炉（県に届出されているもの）でも、定められた使い方をしないと黒煙が発生しますので、ご注意ください。

【例外的に認められる行為の例】
・農業や林業を営むためにやむを得ない焼却
・たき火やその他日常生活を営む上で行われる軽微な焼却
（たき火、焼きいも、キャンプファイヤー等の娯楽を含む行為）
※いずれも植物を焼却するものでビニールなどの焼却は禁止です。
※消防署に揚煙届（ようえんとどけ）を提出してください。



【注意】 やむを得ない焼却であっても煙や臭いなどを発生させることから洗濯物や室内に煙の臭いがつくなど近隣住民の迷惑や苦情の原因になることもあります。
焼却する場所の周囲の状況や風向きなどを考えて他の方に不快感を与えないように行ってください。

野外焼却は犯罪です。違反した場合は法律で罰せられます。

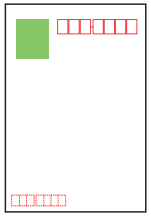
資源物の持ち去り禁止

町の条例で、ごみ・資源ステーションに出された新聞紙やダンボール、アルミ缶等の資源物は、町に所有権があり、町の収集委託業者以外の者が持ち去った場合は、窃盗罪になります。もし、持ち去りを見かけた方は、建設環境課又は小川警察署（TEL 74-0110）へご連絡をお願いいたします。

雑がみ分類表（例）※このページに書かれている物は一例です。

『雑がみ』（毎週水曜日に出すもの）へ

はがき

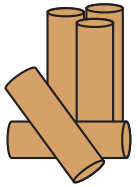


紙 袋



持ち手部分が紙製以外の場合は取り外して出す

トイレットペーパーの芯



つぶして出す

ティッシュ箱



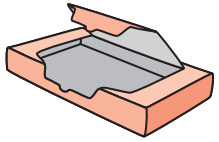
折りたたんで出す
ビニール部分は資源プラへ

封 筒



窓付き封筒の場合
ビニール部分を取り外して出す

お菓子の箱



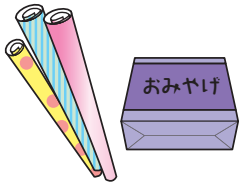
折りたたんで出す

ノート･雑誌



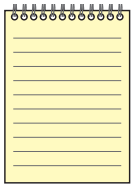
ひもでしばって出す

包装紙



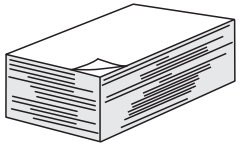
おみやげやプレゼントの包装紙

メモ用紙･カレンダー



紙以外の部分は外して出す

コピー用紙



封筒や袋等に入れてしばって出す

たまごの紙ケース



●雑がみの資源化にご協力ください
可燃ごみの中に資源として出せる紙類が多量に含まれています。
それを資源物として出すことによって町からの支出を減らすことができ、町の収入につながります。資源化へのご協力をお願いします。
※雑がみに見えても資源化できないものもあります。分類表を参考にしてください。

『可燃ごみ』（毎週火･金曜日に出すもの）へ

汚れた紙



食品汚れが付着した紙
使用済ペーパータオル等

感熱紙



レシート
ファックス用紙等

アイスのカップ等



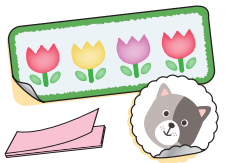
防水加工されている紙
紙コップ等

写真



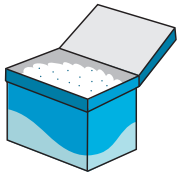
写真用紙

粘着物



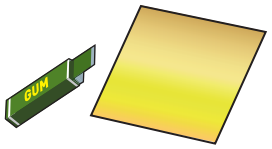
シール、ふせん紙
圧着はがき等

匂い付きの紙



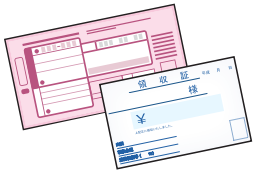
洗剤の箱、線香の箱
香水試供品付の雑誌等

金紙･銀紙



折り紙の金紙･銀紙
ガムやたばこの銀紙等

カーボン紙



ノーカーボン紙裏カーボン紙等
複写伝票や領収書

シュレッダー紙



緩衝材



靴やカバンの詰め物

紙おむつ



これらは、紙をリサイクルする際に色のむらやしみ、臭いの原因になったり、機械を故障させる原因になりますので可燃ごみとして出してください。